平成２２年（フ）第１０号
新潟市西蒲区巻甲4275　ベルハウス88―201、住民票上の住所新潟市西蒲区槇島585番地11
債務者　小林さとみ
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１４４号
新潟市東区新石山２丁目９番地３　サーム新石山弐番館606号
債務者　阿部あゆ子
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第８８号
釧路市春採４丁目30番21号
債務者　林　登美子
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月23日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第９０号
栃木県佐野市韮川町283番地
債務者　青木　政江（旧姓江田）
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月11日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第２５１号
川崎市高津区上作延1010番地　ミュータンハイツ103
債務者　柿﨑　幸子
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月22日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第２６４号
愛知県豊田市若林東町高根下32番地11
債務者　川上　輝吉
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月７日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第２６７号
愛知県刈谷市一里山町砂山153番地１　ラフォーレカトウ２Ｃ、住民票上の住所愛知県刈谷市西境町蒲生池96番地３
債務者　加藤　美香
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月７日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第１５６号
北海道旭川市豊岡２条８丁目１番７号
債務者　古井丸　卓
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月30日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１６４号
北海道旭川市５条西１丁目２番６号
債務者　酒井　繁臣
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月30日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１６９号
北海道旭川市南７条通26丁目575番地　プリウスⅡ105号室
債務者　布村　怜子
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月30日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１７１号
北海道旭川市北門町13丁目2944番地の１　トーヨーハイツ103号室
債務者　山崎智恵子（旧姓林）
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月30日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１７５号
北海道旭川市東光５条１丁目６番12号
債務者　佐々木幸男
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月30日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３０９４号
大阪市西成区千本北２丁目30番15号
債務者　與那嶺　実
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月２日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１９６号
神奈川県座間市小松原１丁目37番１―512号　ゾンネンハイム第１南林間
債務者　阿部　正茂
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月24日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第２６７８号
大阪市生野区新今里５丁目10番16号　徳映ハイツ201
債務者　中濱　　健
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月２日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部